

25-7p

特46
825 125

172
5
298

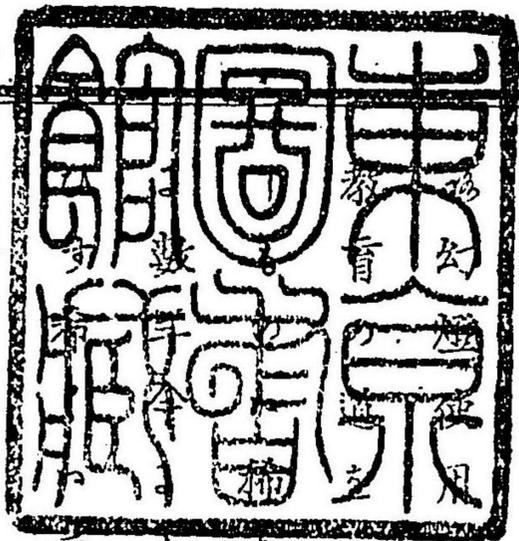
人智
啓發
幻燈圖

竹內宰爾立案

編輯者
出
無
鶴

明治十九年十月十五日内務省交付ノ書
鶴淵子に篤志此人最者幻燈器械をもて教育

家致費不其甚あまねく世に聞えたり此頃協會
より来り幻燈圖画の説明をもとむ其言曰近こ



の集會少かからま様々の名を以て
のふ然れども圖画と説明と完全せ
なり吾幻燈の製造より從事をるお
て此技のかく衰ふるよ見るに忍
画圖の原本と説明の立案とを請ふ
ト子か志やいよく篤志と言ふへい余子を知
る此ふ於て直ふ其請を容き諸講師より囑して此

書成なき一む是も亦感化の一助たるを志す也

丙戌夏六月

往生庵高真卿

智識ノ發達ハ多聞ニ生シ多見ニ弘マル今年ノ
進歩ハ昨年ノ矇昧ヲ笑ヒ明年ノ進歩ハ今年ノ
効釋ヲ嘆スルヤ必セリ近頃行ハルゝ所ノ幻燈
ハ歐米諸國ニ於テ專ラ必用トセル教育ノ一具
ナリ故ニ我カ文部省ハ曩ニ之ヲ諸學校ニ勸奨
セラレタリ蓋シ一物ヲ映寫スレハ千百人一目
シテ其何物タルヲ辨知スルノ便アレハナリ然
レモ單ニ映画ニ止リテ之ガ説明ヲ降サレハ
觀者ノ知見ヲ擴充スル能ハザル一車ニ一輪ヲ
欲キ鳥ニ隻翼ヲ失スルカ如シ且ツ其説明ノ巧

拙ニ因リテ感覺ノ厚薄ニ差違アリ故ニ説明者
ハ最モ深ク注意セズンバアルベカラズ茲ニ朋
友鶴淵初藏氏ハ多年幻燈ニ從事シテ幻燈説明
ノ忽ニスベカラザルヲ悟リ頃日感化協會ノ
講師ニ謀リテ其立案ヲ求メ之ヲ編シテ小冊子
トナシ題シテ幻燈圖解ト云フ以テ追次ニ發兌
セントス今ヤ其第一冊ヲ見ル實ニ幻燈説明者
ニ有益ノ書ナリ此書一タビ出テ益幻燈ヲ擴張
シ隨ヒテ教育ノ區域ヲ廣大ナラシメンヲ期シ
テ俟ツベシ氏ノ教育ニ熱心ナル國家ノ爲ニ賀

四

スヘシ因テ聊一言ヲ冠ス

明治十九年猛夏日

寫真技手 松崎晋二識

五

○幻燈圖解 第一

一此書は幻燈使用の際圖画の説明をたまくるが爲ふ著すもはかり余幻燈の教育上ふ必用なるを信じて之が製造は従事せしより此に数年今日は世人も皆を幻燈は効用を知りて都會の地は言ふ迄もなく遠き地方よりも陸續として購ひ求めらるゝより圖画の種類も頗る増加して已ふ數千種を藏するふ至まり然るふ種類の多きよ引けて之が説明も隨て

八
繁多あり地方の有志者中説明書をおたを不
便として余ふ求めらるゝ向も少なかからず此
に於て此書を刊行せる事とをせり
一此圖解の感化協會講師諸先生の
立案
を請ふて筆録編輯せしものなり狂画の如き
も同會にて圖せられし同會道話會の圖画を
原として復寫せしものなり
一余が藏せる幻燈の種類、歴史、地理、天文、道徳
古今風俗生理禽獸名所舊跡人物狂画等の數
種門より其數の殆んど一万は餘れり故に

追次圖解を刊行せるの見込なれども此は
十二葉を説明して第一卷となす

鶴淵初藏謹白

○幻燈圖解

目次

○地理の部

一英國國會議事堂の遠景

一日光神廟奥の院の圖

一印度祇園精舎の圖

○歴史の部

一藤田小四郎肖像

一兒島高德櫻樹ふ詩を題する圖

一靜御前比像

○教育の部

一子を教ゆる極意狂歌

一怒字解の圖

○狂画の部

一目の付とみ落の間違た人

一娘の尻て飯を喰ふ人

一金で頭をえらまゐる未開人

一なまけ書生の内幕

○幻燈説明目錄終

○幻燈圖解卷之一

感化協會講師立案

東京 鶴淵初藏編輯

○地理ノ部

○英國國會議事堂の遠景

御覽の通り此圖は月夜の遠景で御座りますが原板の圖画甚だ鮮明ゆへ石造の裝飾はて能く分りまを吾日本國も二十三年に至れば山王臺か或は永田町邊に今様なる美麗な國會議事堂が立ちまを此の英國の議事堂はいつの年代に建築ありま一海やら委しく未だ調ませんが恐らくは千八百三十二年の大改革の頃に建築まつたので有ませう

一体西洋諸國の國會は二千年前より有たは相違ありませむ然し昔は
 貴族の集會又は豪族軍人かと自分勝手な集て自分勝手の議論を致し
 たので決して代議政の制度にてありませあんだ英國も二百年前ま
 ては國王の氣に入らた坊主や貴族が集會した國會であつたを千八百三
 十二年に民權主義の大革命が行はれ上院下院と二ツの議事堂を立て
 眞の代議政を行ふやうになりとうく世界第一の文明國となりほい
 た英國の強いのも此國會あるが爲である英の文明も此の國會より生
 じたのである國會は國の精神なれば議事堂はいくら立派に持へても
 宜のであります今は日本の東京にも此國會議事堂の如きものが出来
 ませう

○日光神廟興の院の圖

此の寶塔は東照神君の御遺骸を葬り奉りし所に於て之を興の院を稱
 し幕府の時ふに此ふある御門の中へは將軍家の外入る事の出来ぬ所
 ぶて御三家御三卿と云ひ將軍家の御親族と雖も容易に入る事叶はな
 況して外様の大名なぞは御門の下石階のもとぶて三拜して退き其外
 身分の輕き士は遙か之を拜するまでありしあり商人百姓の如きは
 此の興院の地へ足を入る、事も叶はざる程でありし抑も東照神君
 の御傳記に人の能く知る處なれば申までもなけれど一通りのお話し
 いたまべし新井白石先生の記をよみ「開國雜記」と大久保彦左衛門の
 「三河物語」とよれば三州岡崎を領し玉ひ徳川 廣忠公の御

子よて天文十一年十二月六日岡崎に於て御誕生あり竹千代殿と申さ
 る御幼少やうとやうふて父上に御分れなされ駿河の今川義元が御世せ話わまかあり
 おされ一が固まより英明絶倫の君おまじば遂つひに天下御一統の大勲を奏う
 玉たまひ慶長四年九月十五日関が原の大勝利以来三百年間家康公の御血
 脈よて天下の政を執り玉ひて日本國の安寧あんねいを致され一程の君なれば
 其厚徳の申迄もなく永く御跡あとを日光お存ぞんじて後世万民に敬愛けいあいをお受
 なさるふ至る備て神君の薨去の元和二年丙辰の四月十五日おて御壽
 命の七十五才と申事て御座りまを御遺骸の初め御遺言おごひごんにより神道は
 式を以て駿河の久能山へ祭り奉り一か其後天海僧正にお勧め申せ一
 よつぎ神廟ひやうを日光山に營いみ神道と佛道兩部を以て更さらふ祭り奉り朝廷

より東照大権現の神号を賜はり去あり或説に神君の御骨の何れへか
 天海が隠して仕舞ひあまひ此寶塔ほうたうは下よになしと云其も證據しやうこのある
 話てはなく全くの街説かいせつなれば假令其等の事があるよもせよ此寶塔の
 下ふの神君の御骨のある事と信じ奉るがよき事をり御骨の有無の免
 じ角三百年の御厚恩お沐浴もくよくせし事を忘れては相成らぬ事をり

○印度祇園精舎の圖

祇園精舎ぎおんしやうしやは鐘の聲の諸行無常は響あれども飽まで色を愛するもの
 後朝きぬぐは別を惜むか故に之をしも仇としおくめり沙羅さらか双樹さうじゆは花の色
 の盛者せりやう必衰の理りを示せども飽まで其香を愛めするもの風雨の過とか
 事を痛いたむかゆへ「延年ちんねんの春をさざれ」ト八犬傳の富山とみやまの段にある祇

蘭精舎は則ち此にある瓌れぬ荒寺あり此寺は殆ど三千年の昔に立たるなり其由来のあらはしをお話したまへし

大恩教主の釋迦如来の紀元前千〇二十七年に生れ御年七十八才ふて涅槃に入り玉ふ本年(十九年)より二千九百十八年前に誕生ありなり御父の釋氏四姓の隨一ふて却毘羅城に在せし淨飯大王あり十九才れとき四苦のぬがれ難きを觀し五欲の境を脱せんを欲して遂に出家となり山に入りて十二年の間樹下石上ふ結跏趺坐して則ち十二年目の十二月八日の曉ふ大悟徹底し是より佛法を弘布して衆生を濟度せられしが山を出て間もなく摩揭陀國に遊はれ城外の樹林に居玉ふやま國王頻婆娑羅深く如来に歸依し初めて寺を建て奉る之を竹園精

舎と云此の後ち寶羅伐國の須達長者と云大金滿家折しも摩揭陀國に遊びて世尊の說法を聞き大に信を起し舍利弗尊者(如来の弟子)を請ふて國へ歸り移し金を以て寺を建て世尊を招ぎ奉る之を祇園精舎と云なり寺院に四十八院ありて本尊の如来の御容を寫して丈六の如来の像を安置し奉ると云世界の寺院中第二に起りしものよて當時の壯觀に此の破損したる石階及び塔の埋れしを見ても知らるゝあり昨日の淵に今日の瀬あり桑田は碧海となる世事變遷の迅速なる世に三千年の物体を猶ほ今日に見る事の出来るに世尊の御威徳ゆへありと知るべし

○歴史の部

○藤田小四郎の肖像

あまの歴史の中古今に人物を御覧ふ入るあり備て藤田小四郎と云る人の諸君も御承知の勤王家にて筑波山に兵を擧て関の八州を駭かせ人あり其大略はか話にまれば小四郎は水戸の中納言齋昭卿(烈公)の寵臣藤田誠之進(東湖先生)四男妾腹の子を學問の左程にもあらざりし由なるが才氣は衆に超て膽力辨舌等最も勝れたる由十九才の時元治元年甲子の年江戸に出て長州藩士桂小五郎(木戸内閣顧問)に謀りて金子千兩借用し常陸の潮来うらに参りて同所の文武館を云學校其他近傍の有志をかたらひ四月の上旬筑波山に旗を揚る間も亦く武田

伊賀守を人數を合せて水戸へ入らんとしたるが水戸城は鈴木石見市川三左衛門など云反對の佐幕黨ありて之を拒まとうく中湊にて數日の間戦争をなした此時小四郎はいつも先鋒の將にて敵味方を驚す程の軍功を奏しあれど幕府の大軍城方より加勢をかり將軍の御目代田沼玄蕃頭下向等にて衆寡敵し難く武田伊賀山田山田兵部田丸稻右衛門等と共に志士四五百人にて一方を打開き上州へ出て信州より中仙道を北國へ出て途すがら沿道えいどうの諸大名を打散しあれど越前敦賀に至りて加州藩の手を降参し幕府の命にて斬首せられ其首をむ水戸城へ送らました然しながら小四郎が兵を起して天下を騒がせしも全く勤王憂國の餘り出たる事なれば維新の後死亡の地に社殿を

建て松原神社の神号を賜り英名永く今日も傳りまゝに頼山陽の子は三樹三郎あり東湖の子は小四郎あり東西學士共に良き子をもたれまゝした死する時二十一才と云

○兒嶋備後三郎高德詩は櫻樹は題する圖

ときふ元弘元年後醍醐天皇北條高時が專制を震怒ありて天下の勤王の臣を召て之を討伐せ玉ふ御企謀のとある却て北條か爲し辱を蒙り玉ひ隱岐の國へ流され玉ふ時ふ元弘二年春三月三日の御事にて北條家より千葉貞胤小山五郎左衛門佐々木佐渡判官等五百餘騎にて路次を警固いたし帝を遠き嶋根へ送り奉る御供として一條頭ちうづ大夫行房六條少將忠顯と御分錯ふ三位は御局許をかり其他は皆甲冑を鎧よろひて弓

箭を帶たる武士前後を打圍し京を立ちまける路中の貴賤男女小路に立て見送り奉るもれ泣悲まざるに其とき備前北國の住人小兒嶋備後三郎と云もの帝未だ笠置かさぎに在あるとき勤王は兵を揚たりしが事の未だ成就せざるうちに帝は北條に手は辱められ今の隱岐の國へ遷幸せんこうあるを聞きさらば如何もして途中は於て奪ひ取り奉らんと一族郎等と集め舟坂山に隠きて今やくと待あるは佐々木等の山陽道を通らずして播磨の今宿より山陰道ふか、り遷幸ありしかば高德が用意相違してければ三石の山より真まぐお間道を押ゆきたるが間合を高德今の詮方おけき責て吾々志の程を知らせ奉らむと院の庄の宿の御庭へ忍ひ入り大なる櫻の木を削りて

天莫^{スル}空^ニ勾^ク踐^ク

時^ニ非^ス無^キ范^ニ蠡^ト

と吳王の爲に責亡さき。越王が其謀臣范蠡の忠義にて會計の怨を雪きたる事を十文字に籠て記しぬ。夜明て帝之を御覽あり密に御喜ひありと云果して間もなく楠止成新田義貞名和長年等も共義兵を揚て王政御一新の基を開くに至りしなり。此圖の高徳か院の庄へ忍入りし處にて古昔より相傳へて千古に美談とする處で御座り候也。此遷幸の事を太平記卷の四に記せしものあり世に名高き文章なきは讀てお聞せ申をべし。

明れは三月三日千葉公貞胤小山五郎左衛門佐々木佐渡判官入道道譽五百餘騎にて路次を警固仕て先帝を隱岐の國へ遷し奉る供奉

の人とては一條頭太半行房六條少將忠顯御分錯の三位殿御局計りおと其外の皆甲冑を鎧ひて弓箭を帶せる武士共前後左右お打圍み奉まつりて七條を西へ東の洞院を下へ輾れば京中貴賤男女小路に立ち雙ひて正しき一天に主を下として流し奉る事の淺敷きよ武家の運命今お盡しんと憚るとおぬる言ふ聲巷に滿て赤子の母を慕ふが如くお泣き悲みけきけ間に哀れを催して警固の武士も諸共鎧の袖をぬらしける。櫻井の宿を過させ給ひける時八幡を伏仰み御輿を昇り居させて二度帝都遷幸の事を御祈念有ける八幡大菩薩を申すに應神天皇の應化百王鎮護の御誓ひ新なれに天子行在の外までも定めて擁護の御眸を廻らさる覽と馮敷を思召しけれ湊

川を過ぎさせ給ふとき福原に京を御覽せられて平相國清盛か四海
 を掌ろふ握つて平安城を此の卑濕れ地ひしつに遷うつりありしかの幾程を
 く亡びしも偏ひとり上を犯さんとせし侈かりの末果して天の爲ふ罰せら
 るゝそかしと思し食し慰む端はしも成ふけり印南野いんなんに末に御覽して須
 磨の浦を過ぎさせ給へば昔に源氏の大將の朧月夜に名を立て此に浦
 に流され三年の秋を送りし涙只た此もとよ立し心地して涙落る
 共覺へぬに枕に浮計り成ふけりと旅寐れ秋を悲みしも理りなり
 を思召さるゝ明石の浦の朝霧に遠くなりゆく淡路方寄せ来る浪も
 高砂の尾上たかすなに松に吹嵐ふかぜあとし幾重いくむねの山川を杉坂越て美作や久米の
 佐羅山さらくゝふ今に有へき時あらぬに雲間れ山に雪見へて遙ふ

遠き峯あり御警固の武士を召て山に名を御尋あるは是は伯耆の大
 山やまを申山よて候と申ければ暫く御輿を止められ内證深心の法施を
 奉らせ玉ふ或時の鷄唱けいせうに芳店の月を抹過すくわし或時の馬蹄ばていに板橋の霜
 を踏破たふはして行路こうろに日を究めけむに都をお出あつて十三日と申すに
 出雲に見尾の湊ふつかせ給ふ爰ふて御船を職ひして渡海の順風を
 待給ひける

○ 靜御前の像

靜の池の禪尼と云もれ、女ふて白拍子なり今で言ひ新橋か柳橋の藝
 妓見たやうなものよて客の望によりて今様を唄ひ舞をまふたるもの
 なり九郎判官義經と深くちたりて其妾とあり早く言ひ藝妓の鑑札を

返上して義經と云警視總監の權妻となりしなるべしなせならん義經
の檢非違使けんひゝしと云役ふて警察權と裁判權を兼た役人なり然るに義經の
兄の頼朝と中已るくなり兄より土佐坊と云出家あがりの大名を討手
に向たるに其夜の義經酒に酔て前後も知らず眠り居たきに既に討る
處を靜の藝妓あがりとい言あから中々賢き女なれば鎧の音をさせ
て義經を起しとうく土佐坊を討取りしと此事でありまを其後義經
北國の方へ落たる時靜は權妻の事あれば定て其行衛を知て居るから
むとて鎌倉へ召寄らる八幡宮の田所ふて右大將夫婦其外日本國の大
小名烈座にて舞を所望せられたるふ靜の立て

まつや〜賤のおたまね繰りかへ〜昔を今よあまよ〜もかあ

ト靜ひつゝくりかへ〜舞たれむ列座の諸大名も其貞操を感づられ
しとあり此ときい富山重忠が銅拍子五藤祐常が太鼓の役にてあり
と云將軍の威光も恐れす夫を慕ふ情を三十一文字におめて懷旧の
意をのべたるに優き志とて政子御前も深く哀れし思われしとの
事東鑑に見へあり靜の藝妓あがりのも此の貞心あるを以て
芳名を後の世までも遺せしを世人の一代名の末代までと言も是がた
めてありませう

○教育の部

○子を教ゆる極意の歌

此道歌の「可愛くば五ツ教へて三ツ褒め二ツ呵りて良き人よせよ」
 ある是の世の中の不良の少年を感化して良き人ふせむとの目的にて
 昨年の十月感化院と云が建備したるが同院の高瀬先生が子供を育てる
 極意に此歌ふありとて或人に授らしたるものを幻燈に寫したるので御坐
 りますが同先生の説は子供を良きも悪くするも親の心掛一ツなり
 感化院に現在に生徒五十人の入院した原因及び不良の子となりし事
 情をくわしく調査すれば直接の原因は父母の心一ツありとて「子を
 教ゆる心得」と云小冊子にくわしく述べたが其法の中は子の
 教へねばならぬものをまじと教ゆる許りでも効のなれものなり教た事
 を子が能く守りたらば賞てやるがよし教へた許りて賞ぬとれた子の

守らぬものなり教へて守らぬとれた呵るがよし其教ゆると呵ると賞
 るとの割合に此歌の通りよしすべし又子を教ゆるよに父母たるもの教
 る丈の智識がなく叶ぬものあり己れ智識をくして教へるとれた
 不修理な事のみ教へて生長の後に害あるべし故に無學無智の父母は
 早く吾子を學門へ出すかよし又父母か手許して朝夕に教ゆるよしも
 大に心得ある事あり其ヶ條數十ヶ條の中大略をあぐれた

一子を教ゆるときは父母たるもの行儀をよくし戯言またふざけか
 から教ゆ可らず

一子は教を受ける事を好む習慣を付けるが第一か何事も父母が問ふ
 やうに仕付べし

一子供の時分の何事も父母のをす事を惡しと思ひぬものあり子の前よて假ふも醜体を現し又の惡口等をも可あらす

一子に教ゆるよの丁寧に教ゆべし子供の了解あるさまものあり了解あるきとて癩癩を起す可からむ

一父母の教を好む習慣を付るよの左の如き手段ふすれに忍み子によき習慣つくべし

(父)問て曰く坊にお菓子を買ひたといと思かト問は(子)必らず曰んお菓子を賞ひあいつ其とき(父)曰お菓子を賞ふのと賞らるるれいどちらがよきや(子)曰くお菓子を賞ふのがよい此とき(父)曰坊よ能く考て御覽お菓子を賞ても喰て仕舞たなら直ふなくあるであ

らう賞られたのいいつはても無からるゆからお菓子よりの賞らるる方がよからうト(子)いもとより無心をまは必らず賞られる方がよいと言ふべし其を父(父)い更よ曰ふべし坊よ賞られたいと思ふならむ父さんが言た事を能く覺へて居るのだヨ教つた事を忘れると吃度呵られるし能く覺へて居れば必らず賞らるはす又此次ふ一手段あり是れ教むる習慣のいまた付ぬ子よ其習慣を付る法なり

(父)曰く坊にお饅頭と賞ふのや何か教て賞ふのとどちらがよきや(子)曰くお饅頭がよい(父)曰お饅頭はたべて仕舞たならばなくあるであらう(子)おくなりませ(父)曰くお前の知らぬ事を教へて

贊曰利口亦子にありまを利口亦子の何かを澤山知て居まを何れ知
らぬ子の馬鹿でありまを餒頭然たべても馬鹿よあつた方がよき
や(子)利口よあつた方がよい(父)それならばお父さんの言ふ事を
聞て何かを教るがよい

右の方ゆるく記されたまど委しく同書に付て御覽なされべしお子
を持た方々の能々御心得なざるべき事なり

○ 怒字解

此の怒の字は諸君修身上のお話でありまを昔一孔子のお弟子よ子貢
と云人があつて一日孔夫子にお聞申まふの一言よして終身に教とあ
るものが五坐りませうかト夫子曰くあるまもく其の怒の字あり己

れが欲せざる處人よ施するあかれト仰られたので作坐ります祖米氏
の説よ怒のまもひやりと訓をせありて字の体で申せむ心の如きと云
義あり吾心の如く他の心を思ひやるといふ事あるべし吾身の苦樂を
知らば人の苦樂も知るべし吾を知りて人を知り吾よくらべて人を思
ひやるべしとの誨なり此の怒字活用を仁義八行に例へてお聞せ申せ
ば

(仁)能くもろくの生類を思ひやりて無慈悲の心を起さむ世間に向
て無利をせぬ之を(仁)と云仁の天性の良心の名あり

(義)國家の爲よの身を惜ます愛國の志を堅ふまを(義)と云あり
(禮)人と交りりての柔和を主とし假そめよも亂暴に振舞ふま之を

(禮)と云

(智)よく學問して智識をもとめ是非の分別ふ迷ひぬを之を(智)といふ云あり

(忠)万世一系の天皇陛下に仕へて二心なく又たよく主人の心を思ひやりて誠實をつくす之を(忠)ト云

(信)朋友の心を思ひやり互ふまことを盡し合之を(信)といふあり

(孝)父母の心を思ひやりて父母の子よやさしくして賞を樂むなりと知りて誠心をつくまを(孝)と云

(悌)尊長及び姉や兄の心を思ひをて信實をえつて仕ふる之を(悌)と云

右八行の吾心の怒と云作用より出るもので五坐りまを故に孔夫子も一言にして身を終るまで守るべき教に此の怒の一字なりと仰られたのである此字の講釋をしたる「怒字解」と云本が感化協會の道話會にて發兌に成て居ます

○ 狂画の部

○ 目の付どころの間違た人

借幻燈は西洋風のポンチ(狂画)を用ひたに感化協會にて去る十八年此夏初めて使用したが皮切りよて其より各所の幻燈會よて用ゆる事と成りましたが此の画風の感化協會より外にの座坐りませぬ此画も

同會ふ請ふて製したるものおれは正銘の敬誨主義より出たもので五
 坐りまませテ此に居る先生の目の付どころの間違た人で坐る此人
 の常は不景氣で困るトント飯の種がなくて困る杯と人さへ見まの不
 景氣くを口癖の様と言ふ人で五坐りまませ其筈である作覽の通り目
 の付どころが上の方へ漏り足本の一向見へませぬ其ても足本を照も
 積りて提燈を燈して居るが可笑世の中になケ様お人が多の足本は一
 向は見す上の上の空許り見て歩き足本に此通り紙幣が落散りてある
 と知らずは不景氣くと許り言て居る世人もし目の付どころをグツ
 と替て足本を見たなら直は此紙幣を手取るは相違ないサア何でも
 人間の目の付どころによつて錢も儲かる幸福を得らる若し付どころ

が惡ければ貧乏よなつて終身不景氣くと苦情ををらして終るので
 作座りまませト此人は振りを見て吾振をお直しなさるがよい
 ○娘の尻で飯を喰ふ人

おまの作覽の通り娘の尻で飯を喰て居る然もチヨン鬻の舊弊親父よ
 く考へて作覽なさる田舎おの余り少ないか東京の澤山ある第一此
 此娘にの學問も教へず小供の時から三味線やら舞踏やら品行のこる
 くある事許り教へ十五六おもおれば人の外妾よでもして親お樂をさ
 せて呉と云心願娘だどうせ縁を事の覺へませぬ手紙の書きやうも針
 の持やうも分らぬさき役者とか藝人とか、好にかり身持の惡し口
 の達者だ親の意見をを一向は利ぬ然親お飯を喰せるだけの事

のさるが其も正賢事かみでするていかに尻を賣て親を養ふれだからコレ
 此通り勿体ない親も尻を向て飯をくわする親もまた是が第一の心願
 じや程も定て本望であらう之を野蠻人といふのでありまは是といふ
 も必竟の親より智識と云もれがふく人の道といふのかなる事であ
 る娘も賣淫をせせても人の本分の立ものであるや否やと云分別もは
 かぬ故でありませう定まをげかといふ次第で居坐りまは

○金で頭をはられる未開人

此より大きを銀貨を以て日本人の頭をぶちのめして居るは西洋人ら
 く見へます打れめされた人物はチヨン醫の舊弊な人物らしく見へる
 大きふ愕きて尻餅を突た体である是はあれ近日内地雜居と云事が初

り西洋人が日本の三府五港を初め海岸北地へ雜居がゆるさる様
 あると彼奴の金もある智識はある腕力もある鬼は金棒と云ものだか
 ら貧乏で無識な日本人智力金力には敵對が出来ぬいつも此様に金で
 頭をはらまは前まへの娘別品よろしい私ラシヤメンとするよろしい給
 金澤山出しますか前貧乏金貰ふよろしいお前の家屋敷私に抵當ふと
 りますか前金ありません金のない人権力ありほせむ杯と威張立られ
 日本人のいつも頭が上らぬ様を事なりますサア此様事ことになつても
 諸君の口懐いとはお思ひなさらぬか智識のない人の必らず金のあり
 ませぬ金があつても智識がなくては金を失て仕舞まは西洋人馬鹿
 まされるが嫌からば學問もなざるべし勉強もあさるべし智と金とが

かくて又迎も同等の地ふ立るの出来ませぬ「優勝劣敗」と云事の人間万事まべての規則で五坐りまを能々お考へなさるべし油断のをせぬぞ人の事ではありませぬぞ

○おまけ書生の内幕

此書生を傍覧なさい何を志して居まをか此顔色では何ても女郎から来た文でも讀て居る様よ見へまを此邊ふある本を見るよ「梅およみ」
「娘節用」など云人情本と見受られまをが机の上ふも香水の瓶やら鏡をそのあるを見ても此男は大怠りのらくら書生と見へはを此様男に限つて口許り大層を事を言て白痴威しのするが試験のたひは病氣ふある臆病もの國許の親に此不景氣を世事辛の中から月々五圓とか八

圓とか五圓して送るも早く卒業して歸國かさせたいと思ふより外は望のちし其様を思ひやりは一向はかく國から爲替が来るや否や根津へ飛出すとか南品へ出かけるとか左もかくても揚弓場は租カネを付て射て落さんとの目算の外ま其中に借金に出来る梅毒の引受るとうとう生れも付ぬ不具となつて親に難儀を掛るふ至るヶ様を内幕の書生方の内幕にいくらも傍坐りまを親々達の遊學をさせるにも能く傍注意なさるべし

○幻燈圖解第二冊 目錄

○修身の部

○阿彌陀如來の圖解 ○智徳の分解 ○定教各道
圖解

○歴史の部

○索刺底氏の肖像 ○淺草寺の由來 ○井伊掃部
頭肖像

○生理の部

○食物消化器の圖 ○大腸の圖 ○胎兒の圖 ○齒
の圖

○狂画の部

○鼻毛の長い人の圖 ○女權の張過た女の圖

明治十九年七月廿二日版權免許
明治十九年十月十二日出版

東京淺草並木町四番地
編輯兼出版人 鶴淵初藏

定價金拾錢

明治十九年七月廿二日版權免許
同年十月出版

定價拾錢

東京本郷區湯島兩門町拾貳番地

立案者 竹内宰爾

同 淺草區並木町四番地
出版人 鶴淵初藏

○ 狂瀕の部
○ 鼻毛の長い人の圖 ○ 女權の張過た女の圖

172
5
298

072029-001-4

特46-125

幻灯图解 第1-5, 10, 11, 13号

鹤渊 初藏/編

M19-25

CEE-0032

